

# 佐賀市男女共同参画推進に関する事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市男女共同参画を推進する条例（平成19年佐賀市条例第156号。以下「条例」という。）の基本理念を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目的として活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、男女共同参画社会実現のために次条に規定する事業を行う団体で、活動の拠点が市内に存するものとする。

2 補助団体は、自己又は組織の構成員（役員（非常勤を含む。）及びその使用人を含む。）等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1の要件をすべて満たす事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 佐賀市から他の制度による補助金等を受けているもの
- (2) 国、地方公共団体その他の機関から補助金等を受けているもの
- (3) 主たる効果が市外で生じるもの
- (4) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (5) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの（公共の福祉に関わる等、特段の事情により適当と認めるものは除く。）
- (6) 第三者に全てを委託するもの
- (7) 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (9) その他市長が不適當であると認めるもの

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助額は、別表2に定めるとおりとする。

(取組状況報告)

第5条 市長は、補助金の交付後も補助金の趣旨及び本要綱の規定に沿った活動が実施されているかを確認するため、必要に応じて補助金の交付の決定を受けたものに対し、その旨が確認できる書類等の提出を求めることができる。

(書類の保管)

第6条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を常に整理し、補助事業の完了後、5年間保管しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象事業
<p>1 第1条の趣旨及び別に定めるテーマに合致し、次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) シンポジウム、研修会、講演会等の開催</p> <p>(2) 相談支援や居場所づくり</p> <p>(3) 啓発資材（冊子含む）作成及び頒布</p> <p>(4) 調査、分析</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める事業</p> <p>2 補助金の交付決定の日から2か月以内に事業を開始すること。</p>

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助額
<p>1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等）</p> <p>2 旅費（交通費、通行料金、宿泊費等）</p> <p>3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等）</p> <p>4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等）</p> <p>5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等）</p> <p>6 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用）</p> <p>7 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料）</p> <p>8 その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10分の</p> <p>10</p>	<p>1 補助団体につき10万円を限度とする。</p>